

預かり時間と保育者配置基準について

地域型保育事業や保育所については、保育標準時間に対応するため11時間開所が求められており、また、月曜日から土曜日までの週6日の開所が原則です。他方、職員配置については、労働基準法等の法令を遵守する義務があります。

つきましては、以下の公定価格の基本分単価に含まれる職員構成や預かり時間と保育者の配置基準の参考例等を踏まえ、休憩や休暇も含めて運用できる配置としていただきますようお願いいたします。なお、個人事業主や管理監督者であっても過重労働を前提とする事業所運営は望ましくありません。

《公定価格の基本分単価に含まれる職員構成》

- 家庭的 (家庭的保育者) 乳幼児3:1(別に保育補助者を配置する場合は5:1)
 (事務職員) 非常勤事務職員(家庭的保育者の兼務、業務委託の場合は配置不要。定員3人以下で保育補助者を配置する場合は対象外)
 (調理員等) 非常勤調理員(定員3人以下の場合で補助者が調理員を兼ねる場合は配置不要。その場合は保育補助者加算は対象外)
- 小規模(A・B)(保育従事者) ▶1・2歳児6:1、乳児3:1+1人(Aは100%、Bは50%以上が保育士)
 ▶上記定数に加えて非常勤保育従事者を加配(Aは保育士)
 (事務職員) 非常勤事務職員(管理者等の兼務、業務委託の場合は配置不要)
 (調理員等) 非常勤調理員(調理業務の全部委託、外部搬入の場合は配置しないことができる。)

《参考例》定員19人、7時から19時まで開所する小規模保育事業所の場合
 (定員内訳 0歳/6人、1歳/6人、2歳/7人)

	7:00	7:30	8:30	保育標準時間(11時間)						16:30	18:30	19:00
	延長											延長
0歳児在園数	1	4	6	6	6	6	6	6	6	4	4	1
1歳児在園数	0	4	6	6	6	6	6	6	6	4	4	1
2歳児在園数	0	4	7	7	7	7	7	7	7	4	4	0
年齢別配置基準	0.3	2.6	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	2.6	2.6	0.4
配置基準※	2*	4	5	5	5	5	5	5	5	4	4	2*

※{1・2歳児数×1/6(小数点第2位以下切捨)+0歳児数×1/3(小数点第2位以下切捨)}
 (小数点以下四捨五入(1未満の場合は1))+1

- * 小規模保育事業(A型・B型)や事業所内保育事業(小規模型)については、保育所と比べ職員数が少数であり、事業所規模が小さいことなどから、開所時間の始期・終期の前後の時間帯等で児童がごく少数となる場合、常時複数の保育者を配置することまで求められていません。

(※あくまで、一時的に保育従事者が1名となることを許容するものであり、シフト上1名配置を許容するものではありませんので、ご注意ください。)

また、この度「ごく少数」の考え方を次のとおり整理いたしましたので、ご注意ください。

* 整理後の運用

「ごく少数」とは、保育者の数について、年齢別に乳幼児の数を配置基準で除し、小数点以下2位以下の端数があるときはこれを切り捨て、各々を合算した値が0.4以下となる場合とする。

例) 0歳児1人の場合: $1人 \times 1/3 = 0.3$ 1歳児2人の場合: $2人 \times 1/6 = 0.3$

0歳児1人と1歳児1人の場合: $(1人 \times 1/3) + (1人 \times 1/6) = 0.4$

- * 保育する乳幼児の数がごく少数であっても、保育者1人となる時間帯を必要最小限とし、事故等の緊急対応、異年齢への配慮を踏まえ、適切な運営体制を確保してください。

なお、小規模保育事業B型については、保育士割合が1/2以上であることを求められていることから、保育者が1人となる時間帯については保育士資格を有する者の配置が必要です。

(保育所型事業所内保育事業については、保育所同様、常時複数の保育士配置が必要です。)

非常勤の保育者の配置について

地域型保育事業所の運営に関し、常勤以外の職員（非常勤職員）の活用は、重要な要素となっています。

しかしながら、保育所や小規模保育事業所、事業所内保育事業所において非常勤の保育者を充てることができる条件については、以下のとおりとなっておりますので、御注意ください。

（常勤職員・・・越谷市では、現在、雇用形態にかかわらず、各施設・事業所の就業規則等で定めた勤務時間全てを勤務する職員のことを常勤職員として取り扱っています。）

保育者は常勤職員であることが原則ですが、事業所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育する乳幼児の数の変化に柔軟に対応すること等により、乳幼児の処遇水準の確保が図られる場合で、次の条件の全てを満たす場合には、配置基準や加算算定上の定数の一部に、非常勤の保育者を充てることができます。

- ▶ 常勤の保育者が各組や各グループに1名以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が2名以上の場合は、最低2名）配置されていること。
- ▶ 常勤の保育者に代えて非常勤の保育者を充てる場合の勤務時間数が、常勤を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

$$\left[\begin{array}{l} \text{常勤以外の職員を配置する際は、以下の式により常勤換算が必要} \\ \text{常勤以外の保育者の1か月の勤務時間数の合計} \\ \div \text{各施設の就業規則等で定めた常勤の保育者の1か月の勤務時間数} \end{array} \right]$$

調理員の配置について

保育所や地域型保育事業所では、乳幼児に対し食事を提供するため、保育に従事する職員の配置のほか、原則、調理員の配置が求められています。

つきましては、土曜日も含め、保育に従事する職員のほか、調理員の配置をお願いいたします。

【調理員の配置が不要な場合】

- ① 調理業務の全部を委託している場合
- ② 以下に掲げる搬入施設から給食を搬入する場合
 - ・ 連携施設（幼稚園・保育所・認定こども園）
 - ・ 同一法人又は関連法人が運営する小規模保育事業所、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等
 - ・ 市長が適当と認める事業者
- ③ 定員3人以下の家庭的保育事業であって、家庭的保育補助者とともに保育し、当該補助者が調理員を兼務する場合

保育認定に関する登園自粛について

預かり時間については、多くの保護者から問合せがあります。

登園自粛についても、「登園自粛のはずなのに、預かりを拒否される」「仕事を休むことが出来ないため登園させたいのに、暗に預けないように指示される」といった声が保護者から寄せられます。

登園自粛は、あくまでも協力であり、閉園日ではありません。強制することのないようにお願いします。

また、入園後のトラブルは、事業者と保護者との意思疎通が十分になされず、双方の誤解から生じるケースも多く見られます。保護者とのコミュニケーションをとり、なぜ登園自粛が必要なのか、その理由や意義について保護者へ説明し、理解と協力が得られるよう御配慮ください。

【参考：就労要件の保護者の預かりについて】

国のHPにおいて公表されている「事業所向けFAQ(よくある質問)【第7版】」では、「保育の提供は、原則として保育が必要な場合に限られますので、就労が認定事由である場合、保護者が就労していない日には、基本的には保育を受けられないこととなりますが、通常の休業日に仕事が入り、保育を必要とする状態になった場合や、子どもに対する集団保育の観点から保育が必要であると園が判断する場合に、保育の利用を妨げるものではありません。」との記載があります。

保育所や認定こども園、地域型保育事業所は、子育て家庭を支援する役割を持つとともに、就学前の子どもたちの発達を担う機関でもあります。公立保育所では、就労要件の保護者について、集団保育や保育カリキュラムの連続性なども考慮し、勤務日以外でも、平日8時30分から16時30分までの利用を認めていることがあります。

また、昨今、様々な就労形態があり、交代制で日勤と夜勤を繰り返すなど、不定期な勤務である場合もあります。

以上のことから、保育時間については一律に対応するのではなく、就労要件の保護者に係る勤務日以外の利用については、保護者から利用したい申出があり保育の必要性が認められるときは利用を認めるなど、御配慮ください。

(365日開園している事業所内保育事業所については、保育カリキュラムの連続性に配慮するとともに、保護者の就労と児童が家庭で過ごす時間のバランスも考慮することも重要です。)

利用乳幼児がいない時間帯の保育士等の配置について

保育所等における保育士等の職員配置については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において、利用乳幼児に応じた配置を求めているところですが、小規模保育事業所(A型・B型)及び事業所内保育事業所において、当該事業所の開所時間中に、全ての利用乳幼児が帰宅するなどにより利用乳幼児のいない時間帯が生じた場合に当たっては、保育士又は保育従事者を配置しないことができます。

ただし、以下に掲げる要件を満たす必要があります。

- ①当該事業所の開所時間中における確実な連絡手段、連絡体制の確保
- ②タイムカード等による乳幼児の登降所時間及び保育士等の出退勤時間の管理

【当該事業所の開所時間中における確実な連絡手段、連絡体制の確保について】

- ・突発的な事由により関係行政機関又は保護者が当該事業所に連絡する場合に備えて、当該事業所の開所時間内において随時円滑に管理者等へ連絡が取れるよう、確実な連絡手段、連絡体制が確保されていると認められる必要があります。

以下の例にならい、連絡手段、連絡体制を確保してください。

例) 開所時間中は管理者、管理者の権限を代行しうる者等が常駐する。

職員間の連絡体制を整備する。(輪番制による連絡担当者対応)

- ・なお、連絡担当者に対し自宅待機や携帯電話応答を求める場合は、その拘束の程度により労働時間と判断されますので、適切な対応が必要です。

【タイムカード等による乳幼児の登降所時間及び保育士等の出退勤時間の管理】

- ・乳幼児の登降所時間及び保育士等の出退勤時間について、客観的な記録(タイムカード、ICカード、情報機器端末の使用記録等)による確認を求めています。これは、実際に配置される保育士等の数と実際に保育される乳幼児の数を把握するためです。
- ・保育士等の出退勤時間の管理については、例えば、出勤簿への押印のみでは十分ではありません。また、使用者による現認であっても、時間を記録し、事後検証できることが必要です。

【保護者対応について】

- ・各事業者は、子ども・子育て支援法に基づき認定された保育必要量の範囲内で保育の提供を行うものとされています。しかしながら、現状として、保護者から「事業者から利用をためらうような依頼をされた」という相談が寄せられています。本取扱いを実施することにより、各保護者の希望に基づく事業所の利用が阻害されないよう、十分配慮ください。

閉所後の預かりについて

閉所後の預かりや料金の徴収については、多くの保護者から問合せがあります。

施設におかれましては、保護者に対し、原則、開所時間内のお迎えをお願いしていただいている中、閉所時間を過ぎてのお迎えがある実態についても把握しております。

災害や事故等による交通途絶時など、やむを得ない理由によりお迎えが遅くなる場合については、閉所時間後であっても適切な対応をお願いしたいところではありますが、閉所後の預かりに係る保育料の徴収については、人件費等の「実費」に対して認められるものであり、根拠のない金額設定や徴収を行わないようお願いいたします。

また、閉所後の預かりについても延長保育料と同様に実費徴収を行う場合は、重要事項説明書等の文書を交付して説明を行い、必ず同意を得ていただくようお願いいたします。

小規模保育事業所A型等における保育士配置に係る特例【令和3年度追加】

令和3年4月1日から、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所（以下「小規模保育事業所A型等」という。）における保育士配置について、以下の3つの特例的運用を可能としました。

- ① 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例
- ② 幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に関する特例
- ③ 家庭的保育事業等における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例

① 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例

利用児童が少数となる時間帯（※1）に限り、保育士1人及び「保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者」（※2）1人の配置で対応することが可能となります。

（※1）「利用児童が少数となる時間帯」とは、保育士の数について、年齢別に乳幼児の数を配置基準で除し、小数点以下1位未満の端数があるときはこれを切り捨て、各々を合算した値が1.4以下となる場合をいいます。

（※2）「保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者」とは、児童福祉法第18条の5各号のいずれにも該当しない者であって、以下のいずれかに該当する者をいいます。

- (1) 幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
- (2) 家庭的保育事業所等において、1年以上かつ1,440時間以上保育業務に従事した者
- (3) 児童福祉法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者
- (4) 子育て支援員研修事業実施要綱（平成27年5月21日付け雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙）5(3)アの基本研修及び5(3)イ(イ)に規定する地域型保育の専門研修を修了した者

なお、本特例を適用し、かつ、「ごく少数となる場合」の保育者が1人となる時間帯については、保育士資格を有する者の配置が必要です。

② 幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に関する特例

- ・幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭を一定の範囲内で保育士に代えて活用できるもの
- ・資格の専門性を十分に発揮するという観点から、幼稚園教諭については3歳以上児、を中心に保育することが望ましいものとし、小学校教諭及び養護教諭については、年齢要件等はありません。
- ・保育に従事したことのない幼稚園教諭等に対しては、子育て支援員研修等の必要な研修の受講を促すことが必要です。

- ③ 小規模保育事業所A型等における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例
- ・小規模保育事業所A型等を1日につき8時間を超えて開所していること等により、利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えて必要となる職員について、「保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者（①を参照）」を保育士とみなすことができるもの
 - ・この特例を適用することで保育士とみなす者に対しては、保育士資格の取得を促すことが必要です。

[特例的運用の適用にあたっての留意点]

②及び③の特例を適用する場合、保育士資格を有する者を各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上置かなければなりません。

このほか、特例的運用の適用にあたっては、基準条例、基準規則、基準をよく御確認いただき、適切に行っていただきますよう、お願いします。

特定地域型保育事業の認可事項等変更に係る取扱いについて

特定地域型保育事業は、「児童福祉法による認可」と「子ども・子育て支援法による確認」という2つの法律に基づく行政行為が必要な事業です。

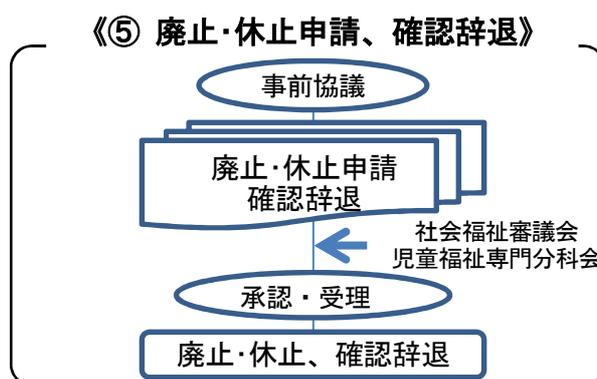
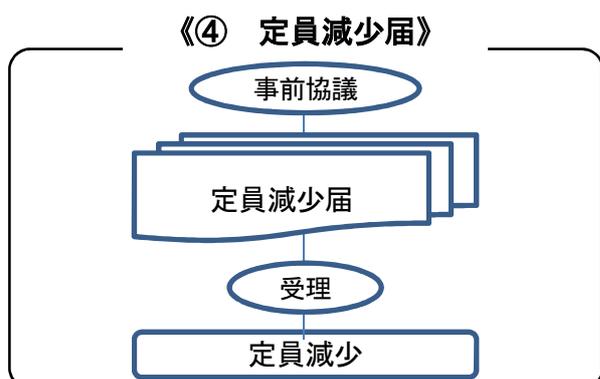
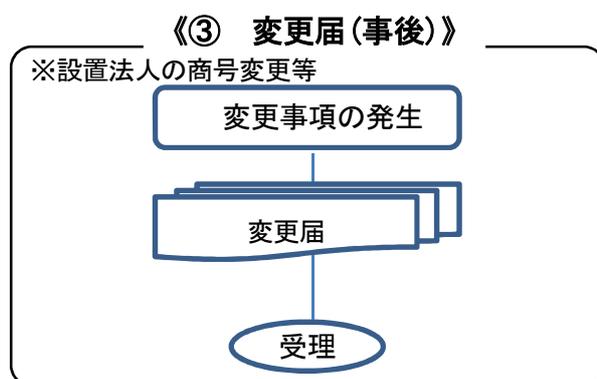
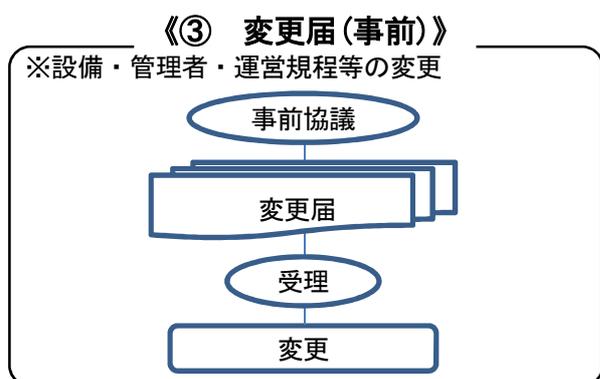
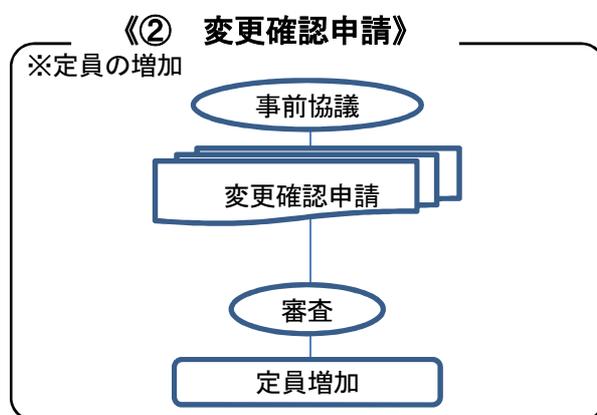
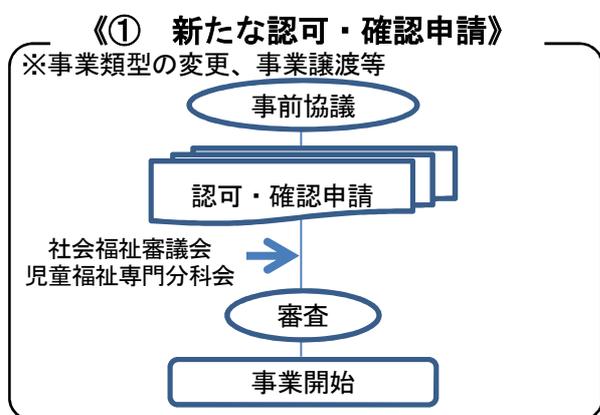
認可・確認を受けた特定地域型保育事業者が、当該認可や確認を受けた事項を変更する場合に必要な手続きは、主に、「①新規の認可・確認申請」、「②子ども・子育て支援法による変更確認申請」、「③児童福祉法や子ども・子育て支援法に基づく変更届」の3つに分類されます。また、定員の減少に必要な手続きは「④定員減少の届出」となり、事業所の廃止や休止に必要な手続きは「⑤廃止・休止の承認申請、確認の辞退」となります。

認可事項等の変更は、変更の内容によって手続きが異なるだけでなく、越谷市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の審議や予算確保が必要なもの、一斉入所に対し配慮を要するものなどがあります。

特定地域型保育事業の認可事項等に関し変更をお考えの場合は、速やかに子ども施策推進課まで御連絡ください。特に、移転や開所時間の変更、実費徴収の額の変更等は、保護者の施設・事業所選択に大きな影響を与える可能性がありますので、早期の相談をお願いいたします。

変更手続きに係る手引き等を公式HPに掲載していますので、手引きに沿って手続きしてください。

《確認・認可申請や届出と事前協議の関係》



【事前協議について】

越谷市では、計画的な変更のため、事前協議を採用しています。ご協力をお願いいたします。

事前協議の際は、変更内容や変更が保護者へ与える影響、提出書類の確認等を行います。事前協議が行われないと、保護者に対する周知期間の確保、変更内容の確認や書類の補正等に時間を要し、結果的に、給付費等の支払に影響を及ぼすことや希望時期に変更できない可能性があります。

また、変更の内容によって、事前調書の提出期限が異なります。

特に、一斉入所にかかわるものについては、**7月末日**までの協議が必要になりますので、ご注意ください。詳しい期限は、変更手続きに係る手引きをご確認ください。

《例》認可定員・利用定員の増加をする場合

[事前協議の時期]

	変更日	事前調書の提出日	備考
原則	毎年4月1日	前年の7月末日まで	一斉入所準備のため7月末日まで
例外	5～11月の各月1日	3か月前まで (例:5/1変更の場合2/1まで)	保護者周知のため3か月前まで
	12～3月の各月1日	前年の7月末日まで	一斉入所に影響出るため7月末日まで

【変更手続きに関する手引書の改正】

令和3年(2021年)4月1日付けの本市の組織改正に伴い、「**特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の変更手続きに関する手引書**」の一部を改正いたしました。

[主な変更箇所]

- (1) 課名 「子ども育成課」→「子ども施策推進課」
- (2) 電話番号 「048-963-9197(直通)」→「048-963-9165(直通)」
※子ども施策推進課の直通番号となります。
- (3) 他部局の名称変更 「消防本部」→「消防局」
「福祉推進課」→「福祉総務課」

その他重要事項説明書、重要事項掲示等の参考例についても同様の改正を行いました。

なお、改正後の電子データは市HPに掲載しておりますので、該当文書の改正に当たり参考としてください。

【業務管理体制の届出制度】

子ども・子育て支援新制度により認可及び確認を受け、特定地域型保育事業者になると、子ども・子育て支援法により法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。届出先区分については、確認を受けている施設又は事業所の所在地等に応じ定められています。

[届出先区分]

- (1) 施設等が越谷市のみに所在……越谷市長
- (2) 施設等が埼玉県内2つ以上の市町村に所在……埼玉県知事
※埼玉県の様式を利用し、直接埼玉県へ提出する。

《届出先》

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-1-5-1
埼玉県福祉部少子政策課(施設整備・指導担当)

- (3) 施設等が埼玉県以外にも所在……内閣総理大臣

[留意事項]

届出先区分に変更があった場合は、変更前及び変更後の届出先の双方に届け出てください。